

社会福祉法人 虹の会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第18条の規程に基づき、社会福祉法人 虹の会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬の定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある役員等が、法人の運営管理の為に、法人に勤務した場合の職務の対価として支払われるものとする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等には、勤務実態に即して支給する事とし、その地位にある事のみによって支給しない。

(理事長の勤務と報酬)

第3条 理事長は、概ね月に12日以上、法人職務に従事するものとする。

2 理事長の報酬は月額とし、別表の額を支払うものとする。

(理事報酬)

第4条 理事が理事会又は評議員会に出席した時は、その都度別表の額を支払うものとする。ただし、一人あたりの各年度の総額が60,000円を超えない範囲とする。

(監事報酬)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席した時は、その都度別表の額を支払うものとする。

2 監事が、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、その都度別表の額を支払うものとする。

3 前2項の規定にも関わらず、一人あたりの各年度の総額が120,000円を超える場合は支給しないものとする。

(評議員報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席した時は、その都度別表の額を支払う事とする。

(支給日)

第7条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会における議決を要するものとする。

付 則

この規程は、平成29年 6月16日より施行する。

2 本規程による報酬は、5月分から適用する。

別表

名 称	報酬額
理事長業務報酬	(月額) 50,000円
理事会出席報酬	(日額) 5,000円
監事監査指導報酬	(日額) 5,000円
評議員会出席報酬	(日額) 5,000円